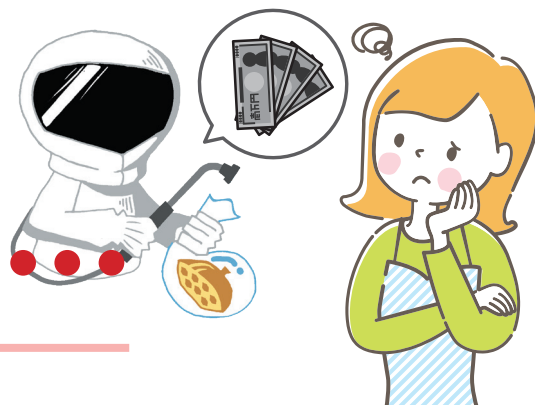


# ハチの巣駆除、 安く済むはずが...



## 事例

ハチの巣を見つけたので、ネットで調べた業者に電話をした。その際、料金を確認すると「ハチの巣1個で4千円、他の処置をしても2万円まで」と言われたので依頼した。作業終了後、巣を1個だけ持参し「これ以外にも2個巣があった」と言われ合計11万円の明細を見せられて支払いを済ませた（他の2個分の巣は見せられていない）。

## ■ ハチの巣駆除に関するトラブル

夏頃からハチの活動が活発になります。それと同時に「広告では安価な駆除費用を謳っていたが、実際は高額請求をされた」というトラブルが増えます。

また、巣が大きくなると駆除が困難になり、費用も高額になる傾向があるため、駆除を依頼する際は注意しましょう。

## ✍️ アドバイス

- ① ハチの巣がないか定期的に確認する。
- ② お住まいの自治体で駆除業者の紹介を行っているかを確認する。
- ③ 複数社の見積もりを比較するか、不安な場合は(一社)兵庫県ペストコントロール協会に連絡する。
- ④ 請求額に納得できない場合は、作業後であっても説明を求める。
- ⑤ 困った時は消費者ホットライン(188)に電話する。

## ■ 一般社団法人 兵庫県ペストコントロール協会とは

ハチの巣の駆除やねずみ、その他の害虫駆除に関する相談ができる専門の窓口です。作業内容に応じたおおよその価格提示もしてもらえます。

電話：0120-76-2633

受付時間：9:00～12:00 13:00～17:00（土日祝は除く）

兵庫県ペストコントロール協会のHPはこちら



# 夏休み中、 子どもがSNSや ゲームばかりして いませんか？



## ■ ネットで知り合った人には注意！

インターネット上には悪意を持って子どもたちに近づき、情報を盗もうとする人がたくさんいます。インターネットで知り合った人は学校の知り合いや友達とは違うことを意識し、犯罪に巻き込まれないためにも、注意するように、子どもに教えましょう。

## ■ IDとパスワードに関して

ネットゲームやアプリでは、IDとパスワードさえ分かれば本人でなくても簡単にログインできます。うっかり教えたIDとパスワードで本人になりすまし、知り合いを騙したり、ゲームのポイントやアイテムを奪われたり、ネット上に保存している写真を盗み見られたりするなどのトラブルも出ています。

- 他人にIDとパスワードを絶対に教えてはいけないこと
- 他人のIDやパスワードを絶対に利用しないこと

を、子どもに教えましょう。

## ■ ゲーム課金に関して

子どもたちは対戦ゲームをしていると、アイテムを購入してでも勝ちたいと思う気持ちが強くなりがちです。実際、保護者に内緒でクレジットカードを使い、10万円以上の課金をしてしまった事例もあります。

- 利用料金の上限を決め、決済完了メールや明細等を日頃から確認する！
- クレジットカードの保管場所や利用時のパスワード等を、保護者がしっかり管理する！

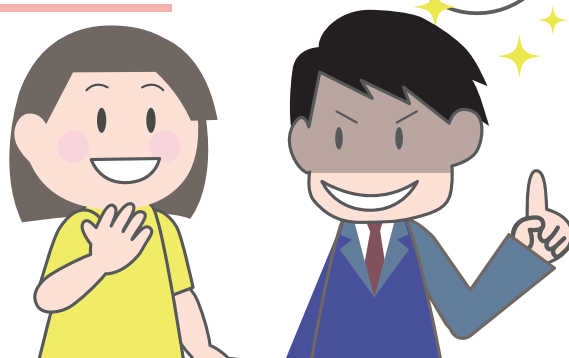
## ■ その他

- ゲーム使用の時間や場所など、ルールを決めましょう。
- 保護者は子どものメッセージのやり取りを定期的にチェックしましょう。

# 「電気代が安くなる」

# 二セ業者の言葉に

# 騙されないで



## 事例

自宅に大手電力会社を名乗る人物が訪問し「契約プランの改定があり、電気代が安くなる」と言われ契約をした。しかし、契約後に調べてみると大手電力会社ではなく、契約した内容もきちんと理解できていないためクーリング・オフをしたい。

## ■ 契約をする際は注意が必要です

政府の補助金が廃止されるなどの理由で電気代が値上がりすることが、テレビや新聞で報道されており、電気料金の見直しを検討されている方もいると思います。

詐欺にあわないためにも「電気代が安くなる」という業者の言葉を簡単にうのみにせず、契約内容をしっかりと確認し、理解したうえで契約をする必要があります。

## ■ チェックポイント

- 契約しようとしている会社名や連絡先をしっかりと確認しましたか？
- 安い電気プランは、あなたの使用量で本当に適用されますか？

## ✍️ アドバイス

- ① 契約を検討している会社名や連絡先等をしっかりと確認する！
- ② 検針票はすぐに見せたり、記載情報を教えたりしない！
- ③ 電気プランの説明をきちんと求め、メリット・デメリットを理解する！
- ④ 契約書をよく読み、内容に納得したうえで契約する！
- ⑤ 契約した後でもクーリング・オフ等ができる場合があるため、困った時は消費者ホットライン(188)に相談しましょう！

## ■ 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口

電話：03-3501-5725

受付時間：9:30～18:15(土日祝、年末年始は除く)

電気・ガスの契約に関する制度などのお問い合わせはこちら



# 新札に なっても 旧紙幣は 使えます



## ■ 新札が発行されました

2024年7月3日から新札が発行され、紙幣に描かれている肖像画が新しくなっています（2,000円札は変わりません）。

そこで心配されるのが新札発行に乗じた新たな詐欺の手口です。

## ■ 「新札発行」に乗じた詐欺に注意！

「旧紙幣が使いなくなります。交換のためご自宅まで回収に伺います」や「新しい紙幣と交換しますので古い紙幣を振り込んでください」という電話やメール等の勧誘は詐欺です！

相手は銀行員を装うなど、巧みな話術で近付いてきてその気にさせます。騙されないよう、十分に気を付けましょう。

## ■ ポイント

- 新しいお札が発行された後も、旧紙幣も引き続き使うことができます！
- 慌てて新しい紙幣に交換する必要はありません！

悪質商法や契約トラブルなど、  
消費生活に関する相談は **神戸市消費生活センター**へ

電話相談

消費者  
ホットライン **い や や**  
**188**

平日：9:00～17:00（平日は078-371-1221でもつながります）  
土日祝：10:00～16:00（（独）国民生活センターにつながります。12/29～1/3除く）

オンライン  
相談

神戸市消費生活センターホームページの相談入力フォームより。初回のみ受付。  
引き続き相談をご希望の場合は、電話で伺います。

来訪相談は事前予約制。まずは電話にて相談を伺いますので、  
来訪日時を相談員と決定してください。  
神戸市中央区橘通3-4-1 神戸市立総合福祉センター5階  
平日：9:00～16:30（12/29～1/3除く）

消費生活センター  
ホームページ



よくある相談事例  
やトラブル情報は  
こちらをチェック

オンライン相談



ホームページから  
オンラインで相談